

「個人情報保護法改正」に伴う各単位PTAでの準備について

横浜市PTA連絡協議会

【個人情報保護法とは】

個人情報とは、生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるもの。

「個人情報保護法」とは、個人情報の利用が著しく増えている時代の中にあって、国・地方自治体・個人情報を取り扱う事業者が守るべき義務などを定めたもので、個人の権利と利益を保護することを目的に制定され、平成17年4月1日に施行された。この法律の対象は、5,000人以上の個人情報を有する民間の事業者。

【個人情報保護法の改正とPTA】

施行日 平成29年5月30日

改正の内容は・・・

現在、適用除外とされている小規模事業者（保有する個人情報が5,000人以下の**小規模団体**）が、法改正により、「個人情報保護法」の対象となる。

PTAは、小規模事業者ではないが、

「個人情報保護法」の定義・第二条・5により、この対象となる**可能性がある**。

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等(後略)
- 四 **地方独立行政法人(後略)**
- 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法から**みて**個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で**定める者**

※ 五は、改正で削除される。

PTAは、第5項のどれにも当てはまらないため、今回の改正により対象となり、法律に則り、個人情報を守る**必要がある場合がある**。

【個人情報保護法の5つの基本】

①個人情報を取得する時のルール

個人情報を何に使うか、あらかじめ利用目的を特定する。目的を決めて本人に伝える。

②個人情報を利用する時のルール

取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用する。その目的以外には使わない。

③個人情報を保管するルール

個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する。

電子ファイルであれば、パスワードの設定やウイルス対策ソフトの利用。紙媒体であれば施錠できるところに保管する。

④個人情報を他人に渡す時のルール

個人情報を他人（本人以外の第三者）に渡す場合は、原則、本人の同意が必要。

ただし、以下の場合等は、同意不要。

- ・法令に基づく場合（警察からの照会等）
- ・人命に関わる場合で本人からの同意を得るのが困難な時。（災害等）
- ・業務を委託する場合。（商品配送のため、配送業者に氏名・住所を渡す場合等）

⑤本人から個人情報の開示を求められた時のルール

個人情報について本人から、開示や訂正・削除を求められたら対応しなければならない。
また、個人情報の利用目的を問われたら、しっかりと答えなければならない。

- ・「開示」：本人からの開示請求があった場合は、原則として開示しなければならないが、例外として、開示しなくても良い場合もある。（個人情報保護法 28 条）
- ・「訂正」「削除」等：本人から「訂正」「削除」等の請求に対しては、調査した上で、保有個人データの内容が真実でない事が判明した場合に、「訂正」「削除」等をする。（個人情報保護法 29 条）

【個人情報保護の取扱い】

[会員に利用目的を通知する]

会員の情報は、その利用目的を会員本人に知らせる（通知する）ことが必要。なお、本人から書面で個人情報を取得する場合には、「あらかじめ」利用目的を明示することが必要。

すでに取得している会員の情報がある場合は、利用目的を総会や文書等で早めに会員に通知することが必要。

みだりに、利用目的を変更したり、拡大してはいけない。また、変更・拡大が生じた場合は、必ず本人に知らせる（通知する）。

[管理の仕方を文書にする]

各単位 P T A で管理の仕方を決め、詳細を「個人情報取扱規則」として文書化し、規約等に定める。

「個人情報取扱方法」を作成する場合の 4 つのポイント

①取得する時

取得する情報の内容を決める。会員から情報を取得する時は、氏名・住所・電話番号・生年月日等の活動に必要な内容を決める。利用目的を本人に知らせる。「この情報は〇〇活動に利用します。」と目的をはっきり伝える。また、要配慮個人情報（病歴、障害、医師等からの指導・調剤情報等）の収集については、法律上は本人の同意が必要。

②利用するにあたって

その情報をどう利用するかを決めておく。この時、主な用途や内容を周知する。取得した情報をどのように利用するのか、その内容・利用目的・提出先等あらかじめ決めて会員に知らせておくことが大切。

<主な用途や内容>

- P T A でどのような情報を持っているか。（氏名・住所・電話番号等）
- どのように利用しているか。（P T A 活動・自治会活動の名簿作成等）

たとえば、以上のような内容を「個人情報取扱規則」の中で決め、会員には、総会で年 1 回新会員には文書提示することで周知を図る。

③管理の方法

情報の安全な管理の仕方を決めておく。この時、分りやすい文書にしておく。大切な会員の情報は、適正に管理する。P T A であらかじめ、情報を管理する人を決めておく
と良いと思われる。必要のなくなった情報を廃棄する時期も決めておく
と良い。

④提供

情報の提供先（第三者）を決めておく。この時には、提供に同意されていることが必要。

情報を第三者（自治会・近隣PTA等）に提出する場合は、あらかじめ本人の同意が必要。法令に定める場合を除き、勝手に個人データを渡してはいけない。

※ここまでの内容は、「個人情報保護法 第四章 個人情報取扱事業者の義務等」を参考にしています。

【これからの取り組み】

①周知の時期

平成29年5月30日から施行されるため、各単位PTAの総会に合わせ、その旨を通知する等、施行日の前に周知できることが望ましい。

②取り組みの方法

各単位PTAにて「個人情報取扱規則」を作成しておくことで、個人情報の管理方法が明確になり、会員の理解と安心も得られると思われる。

<取り組み事例>

個人情報取扱規則の作成

この中で、取り扱いに関する詳細を決める。各単位PTAの実情に合わせて決めることが望ましい。